

平成31年第4回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成 31 (2019) 年 4 月 24 日 (水) 午後 2 時 00 分

2 場 所 多治見市役所 1 階第 2 会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第9号	平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について	1件
議第10号	平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について	1件
議第11号	農地法第 6 条第 1 項及び同法施行規則第 58 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の報告について	1件
議第12号	農地の賃借料情報の公開について	1件
議第13号	多治見市農業委員会が定める別段の面積について	1件
議第14号	特定農地貸付けの解約について	1件
報第6号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について	1件
報第7号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の取消について	1件
報第8号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について	7件

4 本日の議長 奥村 和彦

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	宮嶋 由郎	
2	林 則武	
3	奥村 和彦	

4	長谷川 博	欠席
5	坂崎 寛治	
6	久保 一落	辞職
7	若尾 茂	
8	江崎 勇	
9	伊藤 明石	
10	右高 菜丹	辞職
11	坂崎 一良	
12	奥村 優子	欠席
13	日比野 敏夫	
14	宮嶋 豊城	
15	小川 松鶴	
16	東 一二美	
17	日比野 芳孝	
18	砂田 豊	

議長 ただいまより、平成31年第4回農業委員会総会を開会する。

本日は4番の長谷川博委員、12番奥村優子委員から欠席の連絡を受けているので16名中14名の出席。従って、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第9条第1項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、13番 日比野敏夫 委員、14番 宮嶋豊城 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

本日の議題に入る。議第9号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」を上程する。議第9号について事務局から説明を願う。

事務局 (議第9号の説明) 別紙参照

議長 それでは議第9号について、委員から意見があれば発言願う。

議長 発言がないので、議第 9 号について、採決を行う。議第 9 号について、承認することに賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 9 号は承認することに決定する。

議長 次に議第 10 号「平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を上程する。議第 10 号について事務局から説明を願う。

事務局 （議第 10 号の説明）別紙参照

議長 それでは議第 10 号について、委員から意見があれば発言願う。

議長 発言がないので、私から意見を言わせていただく。経営耕地面積が営農計画と比べて少なく、実態に合っていないのではないか。

事務局 経営耕地面積は農林業センサスに基づいており、最新の面積とは異なります。今後は、実態も合わせて説明することとします。

議長 それでは議第 10 号について、採決を行う。議第 10 号について、承認することに賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 10 号は承認することに決定する。

議長 次に議第 11 号「農地法第 6 条第 1 項及び同法施行規則第 58 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の報告について」を上程する。議第 11 号について事務局から説明を願う。

事務局 （議第 11 号の説明）別紙参照

議長 それでは議第 11 号について、委員から意見があれば発言願う。

議長 発言がないので、議第 11 号について、採決を行う。議第 11 号について、承認することに賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 11 号は承認することに決定する。

議長 次に議第 12 号「農地の賃貸料情報の公開について」を上程する。議第 12 号について事務局から説明願う。

事務局 (議第 12 号の説明) 別紙参照

議長 それでは議第 12 号について、委員から意見があれば発言願う。

議長 発言がないので、議第 12 号について、採決を行う。議第 12 号について、承認することに賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 12 号は承認することに決定する。

議長 次に議第 13 号「多治見市農業委員会が定める別段の面積について」を上程する。議第 13 号について事務局から説明を願う。

事務局 (議第 13 号の説明) 別紙参照

議長 それでは議第 13 号について、委員から意見があれば発言願う。

議長 発言がないので、議第 13 号について採決を行う。議第 13 号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 13 号は承認することに決定する。

議長 次に議第 14 号「特定農地貸付の解約について」を上程する。議第 14 号に

ついて事務局から説明を願う。

事務局

整理番号1 使用貸人、■■■市■■町■丁目■■番地、■■■。使用借人、多治見市音羽町3丁目23番地、陶都信用農業協同組合。土地は多治見市池田町1丁目■■番、田、337㎡。平成31年3月13日に双方による賃貸借解約成立、3月31日に使用貸人に引渡し。

議長 それでは議第14号について、委員から意見があれば発言願う。

議長 発言がないので、議第14号について採決を行う。議第14号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第14号は承認することに決定する。

議長 次に報告事案に移る。報第6号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」を上程する。報第6号について事務局から説明願う。

事務局

整理番号1 申請人、■■■市■■町■丁目■■番地、■■■。土地は多治見市小名田町1丁目■■番、田、479㎡。転用目的は賃貸共同住宅。

議長 報第6号は専決事項のため、議決事項ではないが、意見があれば挙手願う。

(挙手なし)

議長 発言がないので、報第6号の報告を終了する。

議長 次に、報第7号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の取消について」を上程する。報第7号について説明願う。

事務局

整理番号1 譲受人、■■■市■■町■丁目■■番地の■、■■■。

譲渡人、■■■県■■■市■■■町■■■■■■番地■■■、■■■■■■■。土地は多治見市虎溪山町3丁目■■■番、畑、161㎡。平成29年8月1日に露店駐車場として転用受理通知、同年8月25日の総会で報告済。今回互いの条件が不一致となり、双方連名で届出の取消申請したため受理。

議長 報第7号は専決事項のため、議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

議長 発言がないので、報第7号の報告を終了する。

議長 次に、報第8号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を上程する。報第8号について説明願う。

事務局 7件

整理番号1 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■丁目■■■番地の■■■、■■■■■■■、■■■■市■■■町■■■■■■番地、■■■■■■■、■■■県■■■市上■■■町■■■番地、■■■■■■■。譲受人、多治見市東山1丁目1番地の2、株式会社平中サービス。土地は多治見市笠原町下原■■■■■■番■■■、畑、452㎡、■■■■■■番■■■、畑、368㎡、■■■■■■番■■■、畑、241㎡、■■■■■■番■■■、畑、419㎡、■■■■番2、畑、598㎡。転用目的は倉庫敷地。

整地番号2 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■■丁目■■■番地の■■■、■■■■■■■。譲受人、名古屋市千種区内山三丁目11番地の22、株式会社フジエンタープライズ。土地は多治見市幸町7丁目■■■番■■■、原野、1861㎡。転用目的は宅地分譲。

整地番号3 所有権移転。報第7号に関連。譲渡人、■■■県■■■市■■■町■■■■■■番地の■■■、■■■■■■■。譲受人、愛知県あま市上萱津大門75番地、株式会社URS。土地は虎溪山町3丁目■■■番、畑、161㎡。転用目的は資材置場。

整地番号4 使用貸借権。譲渡人、■■■■市■■■町■■丁目■■■番地の■■■、■■■■■■■。譲受人、■■■■市■■■町■■丁目■■■番地の■■■、■■■■■■■。土地は多治見市池田町8丁目■■■番■■■、畑、128㎡、■■■■番■■■、畑、23㎡、■■■■番、畑、340㎡、■■■■番、畑、46㎡、■■■■番■■■、畑、36㎡、■■■■番■■■、畑、6.96㎡。転用目的は一般住宅。過去、昭和55年及び56年に5条転用許可あり。

整地番号5 使用貸借権。譲渡人、■■■■市■■■町■■■■■■番地の■■■、■■■■■■■。譲受人、■■■■市■■■区■■■町■■■の■■■の■■■■■■■、■■■■■■■。土地

は多治見市笠原町中原■■■■番■、田、292 m<sup>2</sup>。転用目的は自己住宅。

整地番号6 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■町■丁目■■番地、■■■■。譲受人は■■市■■■■■■■■■■番地の■、■■■■。土地は多治見市平井町1丁目■■番■、田、309 m<sup>2</sup>。転用目的は一般個人住宅。

整地番号7、所有権移転。譲渡人、■■■■市■■町■■■■番地の■■■、■■■■ 外1名。譲受人、■■県■■市■■町■■番地、■■■■。土地は笠原町寺浦■■番、田、826 m<sup>2</sup>。転用目的は太陽光発電敷地。

議長 報第8号は専決事項のため、議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

議長 発言がないので報第8号の報告を終了する。

議長 本日の議案は以上をもって終了する。その他、事務局方で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 次回は5月29日水曜日の午後2時00分から4階会議室にて開催。  
以上。

(閉会 午後3時00分)

事務局

事務局長	小川	健二
課長代理	鈴木	雅美
主査	安保	博之
主査	玉山	永恵

平成 31 (2019) 年 4 月 24 日

議事録署名

13 番

14 番

議長